

【2－4 2 災害時における救援飲料水提供に関する協定書】

東かがわ市役所（以下「甲」という。）と四国キャンティーン株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援飲料水提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における救援飲料水の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 地域に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、行政機関に災害対策本部が設置され、その情報をもとに甲から救援飲料水の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、本庁舎内に設置してある災害対応型自動販売機機内の製品を甲に無償提供する。

（要請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、甲責任者の判断により救援飲料水提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協議事項）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他、この協定に定めない事項についても、その都度甲・乙間で誠意を持って協議して定めるものとする。また、本契約が解除されたときは、本協定についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26 年 11 月 1 日

甲

東かがわ市長 藤井秀城

乙

四国キャンティーン株式会社 高松営業所

所長 山中 積

【2-43 災害時における救援物資提供に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社アベックス西日本香川営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協定について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条

1. 震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。
2. 乙は、第1項の要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害対応型自動販売機の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条

1. この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がなければ同一内容をもって継続するものとする。
2. 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めない事項若しくは疑義のあるとき又はこの協定を変更する必要があるときは、そのつど甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年12月22日

甲

乙

東かがわ市長 藤井秀城

株式会社 アベックス西日本
四国支社 香川営業所

営業所長 田井 正人

【2-4-4 生活協同組合コープかがわとの包括連携に関する協定書】

東かがわ市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープかがわ(以下「乙」という。)とは、相互の連携を強化し、東かがわ市の地域活性化を推進するため、次のとおり包括連携協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、もって市民一人ひとりが安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 少子化対策・子育て支援に関すること。
- (2) 買い物支援に関すること。
- (3) 地域の見守り、声かけに関すること。
- (4) 災害時の物資供給に関すること。
- (5) 環境保全活動、循環型社会の推進に関すること。
- (6) 地産地消の推進及び東かがわ市産品の販路拡大に関すること。
- (7) 市行政情報の発信に関すること。
- (8) その他地域住民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること。

2 乙は、甲との協議により、本条に定める事項の一部を乙の関係会社を実施させることができる。

(協定の見直し)

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、その変更を行うものとする。

(協定の有効期限)

第4条 この協定の有効期限は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の日までに、甲、乙いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条第2項に定める乙の関係会社に対して必要最小限の範囲内で情報提供する場合を除き、連携事項の実施に当たって知り得た相手方の機密情報を、その承諾を得ないで他に漏らしてはならない。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意を持って協議し、これを取り決めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和元年10月1日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市

市長 上村 一郎

乙 香川県高松市新北町14-27
生活協同組合コープかがわ

理事長 木村 誠

災害時における物資の供給等に関する覚書

東かがわ市（以下「甲」という）と生活協同組合コープかがわ（以下「乙」という。）とは、令和元年 10 月 1 日に締結した「包括連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づいて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、東かがわ市の区域内で、地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災地へ物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所等を明示した供給要請書（様式第 1 号）をもって乙に物資の供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力を行うものとする。

（物資の種類）

第 4 条 物資の種類は次のとおりとし、乙が保有又は調達可能なものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他 乙の取扱商品

（物資等の運搬・引渡し）

第 5 条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として運行できるよう配慮するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、乙に対し、第 2 条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。なお、費用の算出方法については、災害時の直近の価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（連絡責任者）

第 7 条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者を定め、防災担当連絡体制表（様式第 2 号）をもって、その氏名及び緊急連絡先を相手方に通知するものとする。なお、連絡責任者を変更した時も同様とする。

（情報交換・防災訓練）

第 8 条 甲及び乙は、この覚書に基づく物資の供給が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から相互の連絡体制等についての情報交換及び必要な訓練を適時行うよう努めるものとする。

（有効期間）

第 9 条 本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定の終了と同時に効力を失うものとする。

（協議）

第 10 条 この覚書に定めのない事項またはこの覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保

有する。

令和6年4月16日

甲 香川県東かがわ市湊 1847 番地 1
東かがわ市
市長 上村 一郎

乙 香川県高松市新北町 14 番 27 号
生活協同組合コープかがわ
理事長 木村 誠

【2－45 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内において地震、台風等の災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分等に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、地震、台風等の災害により倒壊、紛失した建物等の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生した緊急処理を要する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、東かがわ市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

- （1）災害廃棄物の撤去
- （2）災害廃棄物の収集・運搬
- （3）災害廃棄物の処分
- （4）前各号の実施に伴う必要な事業

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、必要な要員、車両、資機材等を調整し、可能な限りにおいて災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等を実施するに当たっては、関係法令を遵守するとともに、次の各号に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等のために円滑な協力が得られるよう、乙に対し被災状況、復旧状況等、必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力できる人員および資機材等の状況を毎年6月30日までに甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- （1）災害廃棄物の処理等の実施地区
- （2）災害廃棄物の処理等の実施内容
- （3）災害廃棄物の処理等の実施期間
- （4）その他必要な事項

（実施の報告）

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- （1）災害廃棄物の処理等の実施地区
- （2）災害廃棄物の処理等の実施内容
- （3）災害廃棄物の処理等の実施期間

(4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲、乙協議のうえ決定し、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境衛生課、乙においては香川県産業廃棄物協会とする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項またはこの協定に定める事項に疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年5月18日

(甲) 東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市長 上村 一郎

(乙) 高松市天神前10番12号
一般社団法人 香川県産業廃棄物協会
会 長 松本 英高

【2-46 災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。）処理に係る相互支援に関する協定書】

高松市及び香川県東部清掃施設組合（以下「協定市等」という。）は、災害時等における一般廃棄物（し尿を除く。以下同じ。）の処理において相互に支援することに関し、次の条項により協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における一般廃棄物の処理について、協定市等の間の相互の支援が迅速かつ円滑に実施されるために必要な事項を定め、もって地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（支援に関する協議）

第2条 協定市等は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 この協定による支援に関し協議すべき事項は次に定める事項とし、相互支援の実施において、その都度、協定市等の間で別途協議の上、定めるものとする。

- （1）搬入車両の種別
- （2）搬入施設及びその経路
- （3）搬入期間及び日時
- （4）一般廃棄物の種類及びその数量
- （5）一般廃棄物の計量場所
- （6）処理に係る費用及びその支払方法
- （7）残渣及び資源物の取扱い
- （8）その他必要と認める事項

（支援の要請）

第3条 協定市等は、次の各号に掲げる場合において、それぞれの一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）における一般廃棄物の処理に支障をきたすおそれが生じたときは、相互に支援を要請することができる。

- （1）災害によるごみ量の急激な増加、施設の処理能力の著しい低下等の状況になった場合
- （2）前号に掲げる場合のほか一般廃棄物の円滑な処理が困難となる特別の事由が発生した場合

2 前項の規定による支援の要請は、その都度、文書により行うものとする。

（支援の実施）

第4条 協定市等は、前条の規定により支援の要請を受けた場合は、それぞれの施設が有する処理能力等を勘案し、その業務に支障のない範囲において、一般廃棄物の処理に係る支援を行うものとする。

（一般廃棄物処理における留意事項）

第5条 協定市等は、第1条に定める目的を踏まえ、一般廃棄物処理にあたっては次の各号に掲げる事項に常に留意をして、その業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

- （1）搬入ごみの検査等を適時行い、適正なごみ質の管理を推進するとともに、ごみの発生を抑制し、その再資源化や有効利用等に積極的に取り組むことにより、ごみの減量化に努めること。
- （2）協定市等が定める一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。
- （3）施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で施設が稼働するよう努めること。

（情報の交換）

第6条 この協定の円滑な運用に期するために、協定市等は一般廃棄物処理に関し相互に緊密に連携し、積極的な情報交換に努めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から令和5年3月31日までの間その効力を有する。ただし、期間満了の日の1か月前までに、協定市等のいずれからも解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（他の協定等との関係）

第8条 この協定は、協定市等が締結する他の協定、香川県内における広域的な一般廃棄物の処理に関する計画等に基づく相互支援その他の協力を妨げるものではない。

（定めのない事項等の処理）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、協定市等が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、協定市等は記名押印し、立会人は署名の上、各自1通を保有する。

令和3年12月27日

高松市
高松市長 大西 秀人

香川県東部清掃施設組合
管理者 大山 茂樹

立会人 さぬき市
さぬき市長 大山 茂樹

立会人 東かがわ市
東かがわ市長 上村 一郎

立会人 三木町
三木町長 伊藤 良春

【2－47 基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定書】

東かがわ市、鳴門市、宇多津町、上板町および藍住町（以下「構成団体」という。）は、自治体クラウドの運用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、同一のサービス提供事業者の基幹系システムを利用する構成団体が、コスト削減、セキュリティの拡充及び風水害等の自然災害時の相互支援の観点から、その運用に当たり、相互に協力して行政サービスの向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|---------------|--|
| (1) 基幹系システム | 住民情報、税、国民健康保険、国民年金、福祉等の業務システムをいう。 |
| (2) 自治体クラウド | 基幹系システムを庁舎内で整備し、及び運用することに代えて、外部のデータセンターを活用し、通信回線を経由して複数の自治体が共同利用する取組をいう。 |
| (3) サービス提供事業者 | 自治体クラウドのサービスを提供する事業者をいう。 |
| (4) 標準化法 | 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）をいう。 |
| (5) 標準準拠システム | 標準化基準に適合したシステム（標準化法第8条第1項関係）をいう。 |
| (6) ガバメントクラウド | 国や地方公共団体情報システム等を運用するために国が整備した全国的なクラウド環境をいう。 |

（体制）

第3条 構成団体は、自治体クラウドによる行政サービスの向上のために、積極的かつ誠実に取り組むものとし、必要な体制及びその体制を維持するための必要な要員をそれぞれ確保するものとする。

（定例会の実施）

第4条 構成団体は、前条記載の体制を維持するための定例会を実施するものとする。なお、その実施に当たり必要な事項については、構成団体が協議の上、別に定めるものとする。また、定例会には、サービス提供事業者を参加させることができる。

（災害時支援）

第5条 構成団体のうち、風水害等の自然災害により基幹系システムの運用が不可能となった自治体は、基幹系システムの運用が可能な他の構成団体に対し、住民サービス業務の継続に必要な基幹系システム及び端末機等の利用等について要請することができる。なお、その運用については、構成団体が協議の上、別に定めるものとする。

（構成団体の変更）

第6条 構成団体に変更があった場合は都度協議し、新たに協定を締結するものとする。
2 構成団体において標準化法に基づく標準準拠システムのガバメントクラウドまたはガバメントクラウド以外の環境への移行が完了した場合は、前項によらず構成団体から脱

退するものとする。

(協定の解除)

第7条 前条において残る構成団体が1団体又はなくなる場合は、本協定を解除するものとする。

(適用)

第8条 この協定書は、令和7年3月17日から適用する。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、構成団体が協議して定めるものとする。

附則

「基幹系システムにおける自治体クラウドの運用に関する協定書」(令和4年1月1日締結)及びそれに付随するものは、この協定の締結をもって失効するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を5通作成し、構成団体が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月17日

東かがわ市長 上 村 一 郎

鳴 門 市 長 泉 理 彦

宇多津町長 谷 川 俊 博

上 板 町 長 松 田 卓 男

藍 住 町 長 高 橋 英 夫

【2－48 災害時等での施設利用の協力に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と株式会社エンジェルリゾートグループ小豆島（以下「乙」という。）は、災害時等における施設利用の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内に地震、風水害等の大規模災害が発生し、又はそのおそれがある場合（以下併せて「災害時等」という。）に、やむを得ない事情により避難者の安全確保のため、乙が甲の要請に応じて施設利用の提供の協力に関して必要事項を定めることを目的とする。なお、この協定は、災害時等に乙が自主的に実施する住民等への応急対策等の活動を妨げるものではない。

（協力内容）

第2条 乙の施設は、次のとおりとする。

施 設 名	瀬戸内リゾート ベッセルおおち
所 在 地	香川県東かがわ市馬篠 1200
施設責任者名	総支配人 小西 滋

2 甲は、次の各号について、乙に協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（1）次項に示す通り乙の施設の一部を、一時的な避難場所（以下「一時避難場所」という。）として甲に提供すること。

（2）避難してきた者に対し、乙の設備が使用可能な場合、会議室等を可能な範囲で提供すること。

3 前2項の定めにかかわらず、乙は、災害時等における乙の顧客の安全確保等、乙の施設運営上必要な範囲において、一時避難場所の一部利用制限など必要な措置を実施することができるものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、協力要請をするときは、乙に対して施設利用等要請書（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、この協定の内容にしたがって可能な範囲で協力を努めるものとする。また、協力にあたっては、積極的に市民、自主防災組織等と連携を図るよう努めるものとする。

（施設の利用等）

第5条 乙は、甲からの協力要請に対して協力する場合、乙の顧客対応等速やかに準備を整えた上で、甲に対して施設の使用開始可能時間及び、可能な協力範囲を通知するものとする。

（施設変更の報告）

第6条 乙は、乙の施設の増改築により、当該施設の面積等や使用可能施設に変更が生じた場合、又は何らかの事情により施設の利用が不可能となるときは、甲に連絡するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

（1）避難規模が乙の想定を超え、乙の人員のみでの対応が困難と想定された場合において、

乙は甲に支援要請を行なうことができ、甲は可能な範囲でこれに対応する。

(費用負担)

第8条 災害時等における当該施設の使用料は無料とする。

2 避難した住民等が、乙の管理する施設又は設備器具等を滅失又はき損した場合（原因者が不明なときを含む）には、甲が原状回復を行うものとする。

(利用期間)

第9条 甲が、乙の施設を利用する期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害状況等により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙の承諾を得た上で、期間を延長することができる。

(利用の終了)

第10条 甲は、乙の施設利用を終了する際は、乙に対し、その旨を連絡し、併せて施設利用等終了連絡書（様式第2号）により通知するものとする。

(連絡体制等)

第11条 この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、連絡担当者名簿（様式第○号3号）を作成し、相互に交換して、連絡体制を確立するものとする。

(事故等にかかわる責任)

第12条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、本協定書に基づき乙の施設を使用する車中泊者、甲、甲の職員、その他第三者による事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(備品等の提供)

第13条 乙は、食料、飲料及びその他備品等を、自己の判断及び負担において提供できるものとする。

(1) 避難期間が7日間（第9条規定）を超えた場合においては、乙の負担に対して甲の援助等を求める相談が出来ることとする。

(秘密の保持)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た個人情報や秘密事項等を他に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、その合意に基づき定めるものとする。

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の30日前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年7月20日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1

東かがわ市

市長 上村 一郎

乙 香川県小豆郡土庄町甲 24 番地 67

株式会社エンジェルリゾートグループ小豆島

代表取締役 山田 敬子

様式第1号（第3条関係）

緊急・重要

年 月 日

ベッセルおおち 宛

施設利用等要請書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第3条の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
場 所	
内 容	・一時避難場所としての施設利用 ・その他（ ）
そ の 他	

※連絡先

担当：

電話：

宛

施設利用等終了連絡書

「災害時等における施設利用等の協力や支援活動に関する協定書」第10条の規定により、
下記のとおり、施設利用等の終了について連絡します。

記

終了日時	年 月 日 時 分
場 所	
内 容	・一時避難場所の閉鎖 ・その他（ ）
そ の 他	

※ 連絡先

担当：

電話：

連絡担当者名簿

名 称			
所在地			
代表者氏名			
担 当 部 署	香川東かがわ 店	電話番号	
		F A X	
		E-mail	-
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 _____			
		自宅・携帯	
		TEL（勤務時間外）	_____
第2順位者 _____			
		自宅・携帯	
		TEL（勤務時間外）	_____
第3順位者 _____			
		自宅・携帯	
		TEL（勤務時間外）	_____

名 称	東かがわ市		
所在地	香川県東かがわ市湊1847-1		
代表者氏名	上村 一郎		
担当部署名	危機管理課	電話番号	0879-26-1235
		F A X	0879-26-1320
		E-mail	hk-kikikanri@city.higashikagawa.kagawa.jp
担当者職・氏名・連絡先電話番号（勤務時間外）			
第1順位者 _____ 危機管理課			
		自宅・携帯	
		TEL（勤務時間外）	_____
第2順位者 _____			
		自宅・携帯	_____
		TEL（勤務時間外）	_____
第3順位者 _____			
		自宅・携帯	_____
		TEL（勤務時間外）	_____

【2－49 災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と、一般社団法人香川県キッチンカー協会（以下「乙」という。）とは、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市内において、地震、津波、風水害等、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の必要な事項を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 甲が開設した避難所におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （2） 避難所開設が困難な地域におけるキッチンカー等による炊き出しの実施
- （3） 乙が調達可能な物資の供給
- （4） 甲が提供する米等の食材の調理
- （5） その他甲が指定する支援

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、別に定める協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 第3条による協力の要請があった場合は、乙は速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示又は利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて嘔しゃく・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。
- 5 乙が第3条による要請があった業務を実施する場合、甲が別に定め事前に交付するマグネットシート（様式第2号）をキッチンカーの認知しやすい箇所へ貼付するものとする。

（実績報告）

第6条 乙は、この協定に基づき協力をを行ったときは、甲に対し別に定める様式（様式第3号）により実績報告を行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第5条の規定により、乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

- 2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。
- ただし、移動が広範に渡る等、通常業務から著しく逸したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、別に定める様式(様式第4号)により相互に確認するものとする。

(平時の取り組み)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が第5条第1項の規定により協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認められたときは、この協定を直ちに終了できるものとする。

2 甲は、前項によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し電話等で通知するとともに、速やかに文書により通知するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は第3条の事業の実施にあたり知り得た秘密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(有効期間等)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙いずれの側から何らかの意思表示がないときは、更に1年間有効期限を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月20日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市
市長 上村 一郎

乙 香川県東かがわ市土器町東七丁目241-4
一般社団法人 香川県キッチンカー協会
代表理事 金光 一成

【2－50 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、東かがわ市内で地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が保有する非常用電源、照明機器その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において機材を要する時は、乙に対し機材の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力に的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を可能な限り保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（機材の引き渡し）

第4条 機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用（以下「費用」という。）について負担するものとする。

2 費用は、災害時直前における適正なレンタル価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年6月5日

- 甲 香川県東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市
市長 上村 一郎
- 乙 香川県高松市田村町540番地
株式会社アクティオ 四国支店
支店長 桑名 泰 滋

【2-51 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書】

東かがわ市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、東かがわ市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東かがわ市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況

④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）

⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報

(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等

(11) その他、センターの活動に必要な業務

（資機材等の確保）

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

（請求及び支払）

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

（報告）

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

（協議）

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年6月24日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1
東かがわ市
副市長 久保輝起

乙 香川県東かがわ市湊1809番地
社会福祉法人 東かがわ市社会福祉協議会
会長 上村一郎

【2－52 災害時における住家被害認定調査等の支援に関する協定書】

香川県東かがわ市（以下「甲」という。）及び公益社団法人香川県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における住家被害認定調査等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東かがわ市内に災害が発生した場合において、甲が乙に対して、罹災証明書交付に係る住家被害認定調査等の支援を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（支援の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- （1）災害時における住家被害認定業務に関する協力
- （2）被災住民からの不動産に関する相談窓口の開設
- （3）その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、住家被害認定調査等の応援の必要があると認めるときは、乙に対して文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

- （1）災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、東かがわ市災害対策本部が設置された場合。
- （2）前項に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、またはこれに準ずる災害が発生し、甲が乙の協力が必要であると認めた場合。

2 乙は、前項に規定する協力の要請があったときは、第3条に規定する業務を実施する会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、第3条に規定する業務を実施する会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、前条第1項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

2 甲乙は、第3条に規定する業務を円滑に実施するため、平時より連携を密とし、互いに研鑽に努めるものとする。

（業務の報告）

第6条 乙は、第3条に規定する業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する業務のうち、第2号の実施に要する費用については、乙が負担するものとし、第1号及び第3号の実施に要する費用については、甲乙が都度協議の上負担を決定する。

（損害賠償）

第8条 乙の会員が第3条に規定する業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたとき

は、当該業務を実施した会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙が協議して、その賠償を行うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づき第3条に規定する業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲乙が協議するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に2年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定において定めのない事項又はこの協定に関して疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を締結するため、甲乙は本協定書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

令和6年11月1日

甲 香川県東かがわ市湊1847番地1

東かがわ市長 上村 一郎

乙 香川県高松市西内町3番7号 森ビル2F
公益社団法人香川県不動産鑑定士協会

会 長 鈴木 祐司

【3-1 河川重要水防区域】

香川県管理河川については、下記の危険度判定基準により区分し、そのうちA～Dについて、重要水防区域とする。危険度の判定基準は次のとおりとする（香川県水防計画）。

1 危険度判定基準

(1) 洪水

	判定基準事項		危険度判定基準				
	判定項目	条 件	A	B	C	D	E
1	機能度	i) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ii) 改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	i) 護岸の老朽化及び、根入不足。 ii) 天然河岸の河床洗掘及び、河岸浸食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	× or ○	×	○
3	重要度	用途地域、D I D地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要		災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分

注記：○印は安全、×印は危険箇所を示す。

(2) 高潮

高 潮	平成16年台風第16号の高潮被害による津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置付けた整備延長（未整備延長）
-----	---

2 1級水系県管理区間（指定区間）及び2級水系県管理区間

(1) 1級水系県管理区間

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理団体	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
1	吉野川	日開谷川	長尾土木事務所	東かがわ市			1,650	195	355	2,200	
	〃	大影谷川	〃	〃				2,185	2,345	4,530	

(2) 2級水系県管理区間

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
1	大谷川	大谷川	長尾土木事務所	東かがわ市				40	3,259	3,299	
2	坂本川	坂本川	〃	〃				1,090	675	1,765	
3	菜切川	菜切川	〃	〃			1,500			1,500	
4	馬宿川	馬宿川	〃	〃				980	7,638	8,618	70.7
	〃	千足川	〃	〃				670	2,630	3,300	
5	足谷川	足谷川	〃	〃			1,260		740	2,000	
6	古川	古川	〃	〃			1,300	150	1,030	2,480	
7	小海川	小海川	〃	〃			2,120	80	4,005	6,205	
	〃	南谷川	〃	〃			250	100	2,163	2,513	
8	中川	中川	〃	〃			30		3,486	3,516	
	〃	前川	〃	〃			750	150		900	
	〃	明神川	〃	〃			1,370			1,370	
	〃	水任川	〃	〃				70	690	760	
	〃	法月川	〃	〃			550		150	700	
9	湊川	湊川	〃	〃			4,540	4,560	8,926	18,026	
	〃	新川	〃	〃			810		550	1,360	
	〃	東山川	〃	〃				450	1,945	2,395	
	〃	兼弘川	〃	〃				1,150	1,250	2,400	
	〃	友森川	〃	〃				450	400	850	
	〃	正守川	〃	〃				690	1,160	1,850	
	〃	黒川	〃	〃				1,280	1,250	2,530	
10	古川	古川	〃	〃			320		2,787	3,107	
11	与田川	与田川	〃	〃			1,250	1,740	2,704	5,694	
	〃	吐川	〃	〃			1,130		390	1,520	
	〃	別所川	〃	〃				10	790	800	
	〃	額川	〃	〃					353	353	
	〃	宮内川	〃	〃				90	580	670	
	〃	様松川	〃	〃				150	1,130	1,280	
	〃	笠松川	〃	〃				20	910	930	

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防 管理団体	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
12	番屋川	番屋川	長尾土木事務所	東かがわ市			460	10	4,097	4,567	
	〃	西村川	〃	〃					460	460	
	〃	北川	〃	〃			1,600		2,400	4,000	
	〃	玉の池川	〃	〃			200	270	760	1,230	
	〃	楠谷川	〃	〃			950		1,590	2,540	
	〃	石風呂川	〃	〃				170	793	963	
13	田尻川	田尻川	〃	〃			614			614	

3 河川占用許可工作物狭窄箇所

河川名		位置			占用許可工 作物	土木事務所等	備考
水系名	河川名	郡市	町	大字			
大谷川	大谷川	東かがわ市		坂元	国道橋	長尾土木事務所	国道11号
坂本川	坂本川	〃		〃	J R 橋	〃	J R 高徳線
菜切川	菜切川	〃		馬宿	国道橋	〃	国道11号
古川	古川	〃		引田	〃	〃	〃
与田川	与田川	〃		水主	市道橋	〃	河口より4.0km上流
番屋川	番屋川	〃		西村	J R 橋	〃	J R 高徳線

浸透・浸食に関する監視の強化等

県は、河川の水位が「氾濫危険水位」以下であっても、「浸透」「浸食」の危険が高まったと判断される場合に、市町等への情報提供と、水防団等への監視の強化の要請を行う。

【3－2 水位周知河川】

（知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

水防法第13条第2項の規定により知事が指定した河川についての水位情報の通知及び周知は、所管土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位又は流量等を示して水位情報の通知及び周知を行う。また水位情報の通知にあわせ、関係水防管理団体に対し助言を行う（香川県水防計画）。

1 知事が指定した水位周知河川（水位情報周知河川）の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関

河川名	区 域			延 長	基準水位 観測所	実施担当 機関名
湊 川	幹川	左岸 右岸	香川県東かがわ市与田山 字森兼206番1地先 （正守川合流点） 同県同市与田山 字定国45番2地先	から海まで （河 口） 9.6km 9.52km	与田山	香川県 長尾土木 事務所

2 水位周知河川（水位情報周知河川）の基準水位観測所の諸元

河川名	基準水位 観測所	地先名	位 置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
湊 川	与田山	東かがわ市 与田山	河口より 8.4km	1.25m	2.25m	2.60m	3.05m

避難判断水位とは、市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、河川の氾濫に関する住民への注意喚起となる水位。

氾濫危険水位とは、市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位であり、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。

【3－3 水防警報河川】

（知事が行う洪水に関する水防警報）

水防法第16条第1項及び第3項の規定により知事が指定した河川についての洪水に関する水防警報の発表は、所管土木事務所長が、次に示す計画に基づき水位等を示して水防上の警報を発表する。なお、この発表をしたときは、ただちに各機関に通知連絡し、関係水防団体に対し助言を行う（香川県水防計画）。

1 知事が行う洪水に関する水防警報

（1）知事が行う水防警報河川

河川名	区 域			延 長	基準水位 観測所	関係水防 管理団体名
湊川	幹川	左岸 右岸	香川県東かがわ市与田山 字森兼206番1地先 （正守川合流点） 同県同市与田山 字定国45番地2地先	から海まで （河口） 9.6km 9.52km	与田山	東かがわ市

（2）水防警報の対象とする基準水位観測所及び諸元・水防警報実施機関

河川名	基準水位 観測所	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	水防警報実施機関
湊川	与田山	東かがわ市 与田山	河口より 8.4km	1.25m	2.25m	香川県長尾土木事務所

（3）水防警報の種類・内容と発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の足留めを行うもの。	氾濫注意水位以上に達すると思われるとき
準 備	水防資機材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部の出動等に対するもの。	気象台から大雨又は洪水に関する警報・注意報が発表されている場合で、かつ水位が水防団待機水位(1.25m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が氾濫注意水位(2.25m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき
情 報	増水(出水)状況、河川状況等を適宜提供する。	増水(出水)状況、河川状況を適宜提供する。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水防作業を必要としなくなったとき

（4）水防警報の通知

発報担当者：香川県長尾土木事務所

受報担当者：東かがわ市水防管理者

連絡方法：防災情報システムによる受信確認

【3-4 津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸】

（知事が行う津波及び高潮に関する水防警報）

水防法第16条第1項及び第3項の規定により知事が指定した河川及び海岸についての津波又は高潮に関する水防警報の発表は、気象庁が発表する津波注意報、津波警報及び大津波警報又は高潮注意報（台風接近時のみ）、高潮警報及び高潮特別警報の発表をもって水防警報の発表とする（香川県水防計画）。

1 知事が行う津波に関する水防警報

（1）水防警報する河川及び海岸

知事が行う津波に関する水防警報河川及び海岸は、香川県地震・津波被害想定において浸水被害がある、香川県の沿岸市町を水防警報の対象とする。

（2）種類と内容

種 類	内 容
準備及び出動	陸間や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、気象庁からの情報により水防団員の安全性が確保できる場合のみ、出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

（3）発表基準

種 類	内 容
準備及び出動	津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき。（自動発表）
解 除	津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。（自動発表）

（4）安全配慮

市町における水防団員等の出動については、水防団員等の安全の確保が図られるよう配慮することとし、原因となる地震発生の箇所により津波到達までの時間が異なるため、気象庁が発表する津波到達予想時刻に対し、「活動可能時間」及び「退避必要時間」がとれない場合等、十分な安全が確保できない場合は、水防警報が発表となっても出動せず待機又は退避することとする。

2 知事が行う高潮に関する水防計画

（1）水防警報する河川及び海岸

知事が行う高潮に関する水防警報河川及び海岸は、香川県の全ての沿岸市町に高潮による浸水被害の影響があることから、香川県の沿岸市町を水防警報の対象とする。

（2）種類と内容

種 類	内 容
準備及び出動	陸間や水門等の閉鎖の準備を行うとともに、水防団員を出動させるもの。
解 除	水防活動を終了させるもの。

（3）発表基準

種 類	内 容
準備及び出動	高潮注意報、高潮特別警報が発表されたとき。又は台風の接近に伴う高潮注意報が発表されたとき。（自動発表）
解 除	高潮注意報が解除されたとき。（自動発表）